

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年2月分)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社佐野重機(法人番号6430001026788) 代表者三鍋哲雄	北海道札幌市西区発寒4条6丁目2-37	札幌営業所	北海道札幌市西区発寒5条5丁目3-12	H31.2.6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	平成31年1月22日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	有限会社太正商運(法人番号4460302003337) 代表者太田正直	北海道常呂郡佐呂間町字共立183-1, 2	北見営業所	北海道北見市川東384-18	H31.2.13	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	平成31年1月16日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
3	有限会社マルミ産業(法人番号3460002002838) 代表者大谷秀樹	北海道釧路郡釧路町柏西6丁目10	本社営業所	北海道釧路郡釧路町柏西6丁目10	H31.2.21	輸送施設の使用停止(230日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他13件	平成30年6月21日及び平成30年10月24日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1) 事業計画変更認可違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(4) 点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5) 乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6) 運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7) 退職者等運転者台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)、(8) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9) 運転者に対する指導監督の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10) 自動車検査証の備付け義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)、(11) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(12) 点検整備記録簿等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)、(13) 運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14) 報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	23	23

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年2月分)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	事業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	株式会社稚内急行(法人番号9450001008385) 代表者川村政男	北海道稚内市萩見5丁目7-16	札幌営業所	北海道石狩市親船東1条1丁目8	H31.02.21	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条 他6件	平成30年8月17日及び平成30年9月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)事故の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(4)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から3項)、(5)運転者に対する指導監督の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の選任(解任)の虚偽届出(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	11	11
5	株式会社Avanty(法人番号8460101004359) 代表者山本幸司	北海道帯広市西18条北1丁目9-12	本社営業所	北海道帯広市西20条北2丁目19-4	H31.2.21	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他8件	平成30年8月22日及び平成30年8月28日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)点検整備記録簿等の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年2月分)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
6	有限会社北天(法人番号3460302001135) 代表者横内恒	北海道北見市端野町端野153-10	本社営業所	北海道北見市端野町端野153-8	H31.2.21	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	平成30年9月28日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(3)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2	2
7	北海道物流株式会社(法人番号2430001022469) 代表者藤山和夫	北海道札幌市豊平区美園12条7丁目6-16	石狩営業所	北海道石狩市新港南2丁目3718-3	H31.2.21	輸送施設の使用停止(135日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他12件	平成30年12月18日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から3項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録保存違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(13)点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)	14	14

